

# 公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ 給与規程

## (総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）の就業規則に基づき職員の給与について定めたものである。

2 前項以外の嘱託職員、契約職員、パートタイマー、アルバイト等など就業形態が特殊な者については、この規程は適用せず、その者に適用する規程もしくは個別の契約等の定めによる。

## (賃金の構成)

第2条 賃金の構成は次の通りとする。

|    |       |           |            |
|----|-------|-----------|------------|
| 賃金 | 基準内賃金 | 1. 基本給    |            |
|    |       | 2. 諸手当    | 専門職手当      |
|    |       |           | 調整手当       |
|    | 基準外賃金 | 3. その他の手当 | 臨時に支払われる賃金 |
|    |       |           | その他基準外手当   |
|    |       |           | 通勤手当       |
|    |       | 4. 時間外手当  | 時間外勤務割増手当  |
|    |       |           | 所定休日勤務割増手当 |
|    |       |           | 法定休日勤務割増手当 |
|    |       |           | 深夜勤務割増手当   |

## (賃金形態)

第3条 賃金は、原則として、月給制とする。但し、休職、休業、欠勤及び遅刻・早退などにより就業規則に定める所定労働時間の 全部又は一部を休業した場合においては、別に定めがある場合を除きその休業した時間 に対応する賃金は支給しない。

2 管理監督者(労働基準法第41条第2号の監督若しくは管理の地位にある者については、遅刻・早退について、減額は行わない。

## (賃金締切日と支払日)

第4条 賃金は、毎月1日から末日に締切るものを計算し当月20日（支払日が金融機関の非営業日のときはその前日）に支払う。

2 月の20日以降に採用された職員の採用当月分の給与の支払日は、翌月の20日（支払日が金融機関の非営業日のときはその前日）とする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは職員（職員が死亡したときは

その遺族)の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 職員の死亡による退職のとき
- (2) 職員又はその収入により生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病に罹り、災害を受け、又は職員の収入によって生計を維持している者が死亡した為、費用を必要とするとき
- (3) 職員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上にわたって帰郷するとき
- (4) その他やむを得ない事情があると当法人が認めたとき

(申請・異動手続)

第 5 条 各種手当の申請書等は、当法人が定める書式に必要な書類を添付し、事実発生の日から 2 週間以内に理事長宛に届出なければならない。

(事実認定及び調査)

第 6 条 各種手当の支給に関する各種の事実認定は、事務局長が行う。(2)事務局長は、事実の認定に必要な場合には、前条に定める書類のほかに必要な資料の提出を求め、事実を調査できるものとする。

(不当・錯誤による受給)

第 7 条 受給権のない各種手当を不正の意思をもって故意に受給した場合、又は錯誤により受給した場合には、既に支給した各種手当を返納させる。また、不正の意思をもって故意に手当を受給した場合には、就業規則により懲戒処分を行うものとする。

2 前項の認定は理事長が行う。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 5 月 10 日から施行する。(令和 2 年度第 1 回理事会決議)
- 2 この規程は、令和 4 年 7 月 16 日から改正施行する。(令和 4 年度第 2 回理事会決議)
- 3 この規程は、令和 7 年 6 月 22 日から改正施行する。(令和 7 年度第 1 回理事会決議)